

平成十六年七月二十二日

第五十九回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場

目 次

一 .	開 会	一
二 .	新任委員の紹介	二
三 .	副知事あいさつ	三
四 .	審議事項	四
	（一）諮問—東京都卸売市場整備基本方針について—	
	（二）審議の進め方等について	
	東京都卸売市場整備計画（平成十七年度～二十六年度）の策定について	
	東京都卸売市場審議会計画部会の設置及び検討スケジュールについて	
	東京都卸売市場整備計画（第七次・平成十三年度～二十二年度）の実 施状況について	
五 .	報告事項	
	（一）豊洲新市場基本計画について	十五

日時 平成十六年七月二十二日（木）午後一時五十七分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔 四十二階 特別会議室 A

出席者

会 長	高 橋 俊 龍	元東京都副知事
会 長 代 理	大 森 國 裕	（財）東京都弘済会理事長
委 員	石 井 義 修	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 島 霞 子	東京都地域婦人団体連盟会長
〃	鈴 木 恒 年	足立区長
〃	高 島 なおき	東京都議会議員
〃	立 石 晴 康	東京都議会議員
〃	土 屋 正 忠	武蔵野市長
〃	林 知 二	東京都議会議員
〃	福 田 順 子	城西国際大学経営情報学部教授
〃	横 山 彰	中央大学総合政策学部教授
〃	渡 辺 康 信	東京都議会議員
幹 事	森 澤 正 範	東京都中央卸売市場長
〃	石 川 俊 一	東京都中央卸売市場管理部長
〃	岸 信 子	東京都中央卸売市場調整担当部長
〃	井 戸 秀 寿	東京都中央卸売市場新市場建設担当部長
〃	上 田 良 治	東京都中央卸売市場参事（市場政策担当）
〃	松 村 進	東京都中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）

〃	後藤正	東京都中央卸売市場参事（新市場建設調整担当）
〃	高津満好	東京都中央卸売市場事業部長
〃	成田隆一	東京都都市整備局特命担当部長 （ 都市基盤部長の代理出席 ）

第五十九回東京都卸売市場審議会

午後一時五十七分 開会

一、開 会

○野口書記 それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は当審議会の書記を仰せつかっております野口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会におきましては、東京都卸売市場審議会条例第七条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいま十三名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を超過しており、有効に成立しておりますので、審議会を始めさせていただきます。

なお本日は、上原委員、川田委員が所用のために欠席されております。

次に、開会に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会の資料は、すでにお手元に配付してございます。順に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」「諮問文（写）」「第五十九回東京都卸売市場審議会 資料一・資料二・資料三」、以上でございます。お手元にない場合は、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございます。

それでは、この後は高橋会長のほうに議事進行をお願いいたします。高橋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 座ったままでよろしいですか。それでは、議長を務めます高橋でございます。

ただいまから、第五十九回東京都卸売市場審議会を開会いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜

りまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞ協力をよろしくお願いいたしますと思います。

二、新任委員の紹介

○高橋会長 まず、議事に入ります前に、前回の審議会以降、新しく委員になられました方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げたいと存じます。

 まず、伊藤委員でございます。

○伊藤委員 伊藤でございます。

○高橋会長 また、本年二月から新しく就任されました委員の中で、前回の審議会が高島委員と横山委員をご紹介できませんでしたので、改めてここでご紹介させていただきます。高島委員でございます。

○高島委員 高島です。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 続いて、横山委員でございます。

○横山委員 横山でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 それでは、お手元に配付してあります審議会次第に従いまして、会議を進めたいと存じます。

 議事に先立ちまして、濱渦副知事よりごあいさつがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

三、副知事あいさつ

○濱渦副知事 委員の皆様には、お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

 当審議会では、生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、また、消費生活の安定を図るため、卸売市場整備計画など東京都の卸売市場に関する重要な事項につきまして、調査・審議をいただいております。私ども市場行政を推進する立場では、生産者はもとより消費者の視点に立って、流通の実態に的確に対応できる安全で効率的な市場とするために、卸売

市場のあり方を見直すことが必要であると考えております。

国では、このたび、卸売市場法を改正し、取引規制の緩和、また低コスト流通の実現、品質管理の徹底等による食の安全・安心の確保を図ることといたしました。都においては、卸売市場法の改正を踏まえ、現行の第七次東京都卸売市場整備計画を見直す必要があるため、今般、整備計画の基本方針につきまして、ご検討をお願いいたしますものでございます。

委員の皆様には、本当にご多忙の中、また限られた時間の中で大変ご苦勞をおかけするわけですが、流通の変化に的確に対応できるよう卸売市場のあり方につきまして、ご審議を賜りたく存じます。

また、本日は豊洲新市場基本計画について、ご報告を申し上げますが、首都圏に生鮮食料品を安定的に供給する重要な卸売市場となる新市場建設について、委員の皆様方のご理解とご協力をお願いするものでございます。

今後とも、都政に対しまして、なお一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございました。

四、審議事項

（一）諮問―東京都卸売市場整備基本方針について―

○高橋会長 次に、本日は知事から当審議会へ東京都の卸売市場整備基本方針につきまして諮問がございます。まず、それをお受けいたしたいと存じます。

○濱渦副知事

諮問

東京都卸売市場審議会会長 高橋俊龍殿

東京都卸売市場審議会条例第二条の規定に基づき、貴審議会の意見をいただきたく、諮問します。

諮問事項「生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、消費生活の安定に資するため必要な卸売市場整備の基本方針について」

平成十六年七月二十二日

東京都知事 石原慎太郎

〔 諮問文手交 〕

- 高橋会長 ただいま諮問文を頂戴いたしました。皆様方のお手元に写しをお配りしてございます。どうぞご覧いただきたいと存じます。

引き続きまして議事に入りたいと存じますが、濱渦副知事はご都合によって、ここで退席をされます。どうもご苦労さまでございました。

- 濱渦副知事 よろしく願いいたします。

〔 副知事退席 〕

（二）審議の進め方等について

東京都卸売市場整備計画（平成十七年度～二十六年度）の策定について

東京都卸売市場審議会計画部会の設置及び検討スケジュールについて

東京都卸売市場整備計画（第七次・平成十三年度～二十二年度）の実施状況について

- 高橋会長 それでは、ここで諮問に関わる資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

審議の進め方ですが、次第の四の審議事項「 東京都卸売市場整備計画（平成十七年度～二十六年度）の策定について」、「 東京都卸売市場審議会計画部会の設置及び検討スケジュールについて」、及び「 東京都卸売市場整備計画（第七次・平成十三年度～二十二年度）の実施状況について」をあわせまして説明していただきたいと思います。

質疑については、説明が一通り終わった後に一括してお願いをしたいと存じます。よろしくお願いします。どうぞ。

- 上田幹事 市場政策担当参事の上田でございます。私から、お手元に配付してございます資料―「第五十九回東京都卸売市場審議会資料―東京都卸売市場整備計画（平成十七年度～二十六年度）の策定について―」によりまして、ご説明させていただきます。

それでは、一ページをお開きいただきたいと存じます。「（一）卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に関する国の動向」でございますが、本年六月の通常国会におきまして、卸売市場法が改正されたことを受け、国においては、現在卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画の策定作業が行われております。国の説明によりますと、平成十六年度内に食料・農業・農村政策審議会の意見を聴き、次期基本方針、次期整備計画を策定する予定とのことでございます。次期基本方針における主な検討事項といたしましては、卸売市場における取扱物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項及び中央卸売市場、地方卸売市場の再編に関する事項並びに仲卸業者の健全な運営確保に関する事項の三項目などとしております。

また、次期整備計画における主な検討事項といたしましては、卸売市場運営の広域化または地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場に関する事項及び施設の管理に関する事項の二項目などとしております。

二ページをお開きいただきたいと存じます。「（二）東京都卸売市場整備基本方針及び同整備計画について」、ご説明いたします。

「東京都卸売市場整備計画」は、卸売市場法第六条に基づき、国の卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、東京都卸売市場審議会から答申される「東京都卸売市場整備基本方針」を基に、東京都知事が策定するものでございます。ちなみに、国の整備基本方針は、卸売市場法施行令により五年ごとに見直すこととされておりますが、これを受けまして、東京都の整備基本計画は、国の整備基本方針及び整備計画に即する必要から、五年ごとに見直しを行うこととしております。

したがいまして、平成十三年度を初年度とする現行の卸売市場整備計画は、平成十八年度に見直す予定でございましたところ、先の通常国会で成立しました卸売市場法の改正を踏まえ、国、農林水産省は一年前倒しで、平成十七年四月を目途に整備基本方針及び中央卸売市場整備計画を策定することとなりました。

このような事情から、都におきましても、次期整備計画につきましては、一年前倒しするとともに、平成十七年十月を目途に策定することとした次第でございます。したがいまして、次期東京都卸売市場整備計画は、平成十七年度を計

画期間の初年度とし、平成二十六年度を目標年度といたしますが、これまでも五年ごとに改定しているため、今回は五年間に実施できる内容について、ご審議を賜りたいと存じます。

次に、次期整備計画策定のスケジュールでございます。(四)に示してございますが、表の左側には東京都のスケジュールを記載してございます。また、その右側には参考までに国における計画等策定の手順を示してございます。

まず、東京都卸売市場整備基本方針につきましては、先ほど副知事から本審議会へ諮問文をお渡ししたところでございますが、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

次に、この基本方針の策定に当たりましては、本審議会に検討機関として計画部会を設けまして、来月上旬からご検討をお願い申し上げたいと考えております。その上で、その計画部会から基本方針の案につきまして、平成十七年の一月に中間報告を、十七年四月には最終報告を本審議会へ出していただきまして、委員の皆様によるご審議を経た上で、本審議会から基本方針についてのご答申をいただければと考えております。

その上で、東京都といたしましては、本審議会による答申と、国の整備基本方針に基づきまして、次期東京都卸売市場整備計画を平成十七年十月頃までにとりまとめを行い、公表したいと考えております。なお、部会の設置など、本審議会の進め方につきましては、後ほど詳細にご説明させていただきます。

次に、三ページをお開きいただきたいと思います。まず、東京都における卸売市場整備基本方針の策定に当たっての主な検討事項(案)についてでございます。大きく二点に整理してございます。第一は、東京都における卸売市場の現状と課題でございます。ここでは、生鮮食料品流通の現状及び市場における取引の現状などが検討課題になろうかと考えております。第二は、東京都における今後の卸売市場のあり方についてでございます。ここでは、市場内外の状況を把握した上で、卸売市場の活性化への取り組み、市場業者の経営基盤の強化、市場の効率的な整備・運営及び再編・統合、市場の財政基盤の強化、市場の品質管理の高度化及び衛生対策、並びに市場の環境対策等の課題にどう取り組んでいくのかなど、主にソフト面の考え方と、これに基づく各市場の整備の方向についてご検討をいただければと考えております。

次に、四ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、改めまして東京都卸売市場審議会計画部会の設置及び

検討スケジュールについてご説明させていただきます。

先ほど、次期東京都卸売市場整備基本方針について、専門的にご審議をいただく機関として、計画部会を設け、ご検討をお願いしたいと申し上げましたが、現行の第七次東京都卸売市場整備計画に関する基本方針案の作成の際も計画部会を設けていただいたところでございます。事務局といたしましては、このたびの卸売市場整備基本方針を策定するに当たりましては、検討項目が複雑かつ多岐にわたっております。したがって、限られた時間内において、会議を頻繁に開催するとともに、関係課題について集中的に議論を行い、必要によっては各関係者の意見を拝聴する機会を設ける必要があるかと考えております。

そうした中で、常に十五名の委員の先生方を一堂に会してご審議を行うということはなかなか難しいと考えております。そこで、本審議会条例第八条に基づきまして、本審議会へ、会長が指名される委員で組織する部会、すなわち計画部会を設置していただき、その部会で集中的に議論をしていただきたいと考えるものでございます。その上で、基本方針にかかる検討の内容を審議会へご報告いただきまして、最終的に本審議会において委員の皆様方によりその内容について十分ご討議していただければと考えております。このような趣旨から、私どもといたしましては計画部会を設置していただくようにお取り計らいいただければと考える次第でございます。なお、(三)に「計画部会の開催日程及び議題(案)」としてお示ししておりますが、最終報告までの間、約十回程度の部会開催を予定してございます。

諮問に関する説明については、以上でございます。

五ページをお開きいただきたいと存じます。平成十三年に策定しました現行の整備計画では、第一に「流通の効率化と市場の活性化」、第二に「流通環境に対応した施設整備の推進」、次の六ページに記載しておりますが、第三としまして「卸売市場の再編・統合」、第四といたしまして「地方卸売市場の整備」というように、大きく四つの面から整備計画は策定されてございます。お示した表は、各項目とその取り組み状況を記載してございます。ご参照願いたいと存じます。

次に、七ページから十ページについてでございますが、(五)は、各市場別の施設整備状況を記してございます。これは第七次東京都卸売市場整備計画で取り上げました中央卸売市場の各市場別の整備計画について、事業内容、工期、

現在までの実施状況を記載しております。なお、各市場に関する事業につきましては、おおむね予定どおり実施済みの状況となっております。その詳細については、表をご覧くださいと存じます。

以上、簡単ではございますが、現行の東京都卸売市場整備計画の実施状況についてのご報告とさせていただきます。

- 高橋会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から「東京都卸売市場整備計画（平成十七年度～二十六年）の策定について」、それから「東京都卸売市場審議会計画部会の設置及び検討スケジュールについて」、及び「東京都卸売市場整備計画（第七次・平成十三年度～二十二年度）の実施状況について」の説明がありました。

それでは、事務局から説明のありました諮問内容等につきまして、何かご意見あるいはご質問等のある方は挙手をお願いしたいと存じます。どうぞ。

- 渡辺委員 少しお聞きします。法改正がありましたけれども、今後のあり方の問題です。この法改正そのものについての各卸、仲卸、あるいは全組合員に対してどのような形でこれを徹底するのか、その辺はどういうふうに扱っていくのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

- 高橋会長 よろしいですか、どうぞ。

- 上田幹事 本年六月に卸売市場法は改正されたところでございますけれども、これを受けまして、国は各開設者に対しまして、業務規程例をこれから示すこととなっております。この業務規程例に基づきまして、東京都は具体的な東京都中央卸売市場条例の改正作業を行うことになります。したがって、今後これらの取り扱いにつきましては、別の附属機関でございます東京都中央卸売市場取引業務運営協議会等の場における協議を経て、条例改正の手続きを行うことになります。

- 高橋会長 はい、渡辺委員。

- 渡辺委員 市場の運営協議会の中で、この問題については議論するということですが、その上に立って、いわゆる議会のほうに、法改正の内容については条例改正をしなければならないということで、提案がされると思います。その前に、いずれにしても市場の運営協議会において、私は相当やはり意見があるだろうと思います。私もこの問題については前回発言をさせていただきましたけれども、その内容でやはり考えてみると、卸、あるいはまた仲卸の皆さんの、あるい

はその他の買出人の方々のご意見というのも、相当深刻なものがあるだろうというふうに思います。

そういう意味で、何回持たれるかわかりませんが、この運営協議会におかれて、十分な議論をされる、その全体の関係者の意見をやはり十二分に聞くということを徹底してやっていただきたいと思うわけです。

そういうことで、私は、今日ここでは申し上げません。前回申し上げましたから、重なるということになりますからしませんが、そういう方向で運営協議会の中での議論、本当に徹底して尽くしていただきたいと思っているところです。それを強く要望しておきたいと思います。

○石井委員 会長。

○高橋会長 はい、石井委員。

○石井委員 東京都に十一の中央卸売市場があります。この後新しい豊洲の市場整備計画が発表されまして、大変すばらしい市場になると思いますけれども、来年の十月に向けて行われる第八次の市場整備計画、今日、諮問を受けて計画されるわけですが、各市場からいろいろな要請があると思います。その各市場からの要請はどのように今後受けていくのかお尋ねをいたします。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○上田幹事 この整備計画の策定に向けた当審議会の検討過程の中でも、当然のことですが、計画部会等におきまして、業界の関係者の方々の声を伺い、それを踏まえてご検討して頂きまして中間報告を来年の一月にさせていただきます。その上で、来年の四月を想定してございますが、答申にそれに反映していくことになります。

○石井委員 今日の諮問の冒頭に、「生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、消費生活の安定に資するため必要な卸売市場整備の基本方針について」という内容がありましたけれど、それぞれ各大田市場や葛西市場、北足立市場など、順次整備をされてきている。新たにできる豊洲新市場に比べて、いろいろな整備が必要であるというようなところもありますけれども、具体的にそういう市場から、例えば卸、仲卸、または商組、そういう方々の声を聞くというような機会があるのでしょうか。重ねてお尋ねします。

○上田幹事 先ほども申し上げましたが、審議会の計画部会の中で、各関係団体の方々のご意見を伺うことを予定し

ております。

○高橋会長　　よろしいですか。どうぞ、石井委員。

○石井委員　　ぜひとも聞いていただきたいと思います。私、いろいろな市場を見てまいりましたけれども、この間、我が党の長橋議員も六月の定例会でお話ししておりましたが、板橋市場について、こうした豊洲新市場等に比べると、これまでいろいろな施設の増築ということできたために、かなり施設が老朽化しています。また卸会社が冷蔵施設や冷風施設を整備するなど、さまざまな経営努力をしていますし、また取扱量が増えるようなさまざまな努力をしているわけですが、青果売場等の施設がかなり変則的になっているような部分もありますし、ぜひとも私たちの声をこの八次の整備計画の中に入れてほしいという切なる願いがあります。それは今回できる豊洲新市場に東京都がかなり力を入れている反面、同じ都民の市場でありながらかなり乖離が出てきていることが、施設の的にありますので、これはぜひとも、今後の計画の中できちんとその声を聴いていただきたいと思います。もう一回、お願いします。

○上田幹事　　お話の板橋市場を含めまして、豊洲新市場以外の各市場の整備の問題につきましては、それぞれの業界の方々の声はもちろんのこと、今後における生鮮食料品流通の動向や、さまざまな専門家の方々のご意見を踏まえまして、今後の整備計画の策定の過程で検討してまいりたいと考えています。

○高橋会長　　高島委員。

○高島委員　　重複しますので要望だけということにしておきますけれど、先ほどご説明の中で第七次の整備計画も順調に推移しているというお話を聞きました。その中で、これから五年間の間に実施できる整備計画を立案するわけですが、先ほどからお話がございますように、市場を取り巻く環境というのはいろいろありますので、その意味では関係者の話を十分に聴き、きちんとした整備計画を縫っていただきたい、練っていただきたいと、そのことを要望としてお願いをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋会長　　ほかにございませんか。

○林委員　　いいですか。

○高橋会長　　はい、どうぞ。林委員。

- 林委員 石井先生と同じような意見ですが、この四人がまだ決まったかどうかわかりませんが、計画部会の構成が四人ということですね。それがこれから先の十年間の基本方針と整備計画を決めて、今までの、この都庁内の審議会のありようからすると、多少その後の審議の中で議論はあるにしても、それがそのままずっといってしまうような感じで受けとめてもいいと思うのです。その四人というのがいいかどうかということと、また事務局でそれぞれの市場の現場の生の意見を吸い上げるというふうにおっしゃいましたけれども、逆に直接吸い上げられるような公聴会的なもの、雰囲気としてはそういうものもセットできないかどうか、ぜひ考えていただきたいと思います。
- 高橋会長 はい、どうぞ。
- 上田幹事 計画部会の話に及んでございますけれども、先ほども申し上げましたが、各業界関係者の方々からは十分ヒアリング等をさせていただきたいと考えております。具体的には、計画部会の先生方から直接伺わせていただき、できるだけ各市場関係者の方々から生の声を伺うことなどにより、同時にまた、今後の生鮮食料品流通の動向というものを十分踏まえた中で、策定作業を進めてまいりたいと考えております。
- 高橋会長 よろしいですか。
- 林委員 四人というのはどうなのですか。私は少ないような感じがするのですが。
- 高橋会長 四人というのは少ないというお話ですが。はい、どうぞ。
- 上田幹事 この計画部会の・・・。
- 林委員 いや、事務局よりも皆さんはいかがですか。
- 高橋会長 皆さんですか？
- 林委員 やはり・・・。
- 高橋会長 皆さんのご意見を承りますか。
- 林委員 いえいえ、結構ですよ。
- 高橋会長 よろしいですか？
- 林委員 私の感覚がおかしいのかなという・・・。

○土屋委員　　前もたしか計画部会をつくりませんでしたか。

○石川幹事　　審議会ですので、常に全員でご議論をいただくことが一番理想なのでしょうけれども、冒頭申し上げましたように、開催回数も大変多いところでございますし、中味においてもかなり専門的でかつ多岐にわたるということもございます。これまで学識経験者の方を中心に四人で行っていただいているところでございます。もしそういう方向でよろしいということであれば、私どもとしては専門の方を中心にお願いできればというふうに考えているところでございます。

〔「異議なし」の声あり〕

○高橋会長　　よろしいですか。それでは、この件につきましては、ほかにどうでしょうか。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○高橋会長　　よろしいですか。それでは、事務局より提案がありました計画部会の設置については、限られた時間内で効率よく検討するために、提案のとおり部会を設けて審議を進めさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますね。よろしいというお話でございます。

それでは続きまして、計画部会の委員でございますが、東京都卸売市場審議会条例第八条第二項に基づきまして、私のほうから指名をさせていただきたいと存じます。お忙しいところ恐縮ではございますが、私から申し上げます。上原委員、大森委員、福田委員、横山委員の四名の方々にお願いをいたしたいと存じます。

なお、上原委員におかれましては、本日ご欠席でございますが、事務局のほうであらかじめご本人からご了承を得ておるということでございます。計画部会の委員の皆様方にはいろいろとご苦勞をおかけすることになるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

計画部会におきまして、本日の諮問について検討を進めていただき、審議会のほうに報告を頂戴いたしたいと存じます。その報告をもとに審議会ですら十分に審議をいただきたいと考えておりますので、何分よろしくお願い申し上げたいと存じます。

五、報告事項

(一) 豊洲新市場基本計画について

○ 高橋会長 それでは次の議題に移ります。

以上で審議事項については終了させていただきます。続きまして、事務局から次第の五の報告事項でございますが、豊洲新市場基本計画につきまして説明をお願いいたします。井戸幹事、どうぞ。

○ 井戸幹事 幹事の井戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、豊洲新市場基本計画につきまして、ご報告申し上げます。今回の豊洲新市場基本計画につきましては、本年四月に開催されました本市場審議会におきましてご報告いたしまして、ご審議いただきました内容を踏まえまして、さらに関係局との協議・検討を重ね、とりまとめたものでございます。それでは、お手元の本文の内容につきまして、概要としてまとめておりますので、お手元の資料二の基本計画概要版によりご説明させていただきます。一ページをお開き願います。

第一章から第三章までの三部構成となっております。第一章は、「新市場の整備にあたって」でございます。第一項「市場を取り巻く環境」と、それらに着実に対応するために必要な第二項「新市場の果たすべき機能」について記載しております。

「市場を取り巻く環境」では、大規模市場の拠点市場化や生鮮食料品の輸入の増大、ライフスタイルの多様化による食生活の変化、食の安全・安心の確保に対する意識の高まりなど、卸売市場がまさに大きな変革の波に直面していることを述べてございます。

「新市場の果たすべき機能」といたしましては、そうした流通環境等の変化に対応できるよう、現市場がもちますこれまでの機能の再構築を図るとともに、将来を見据え、新たな機能の整備が求められていること、そのために首都圏のハブ機能、一貫した物流システムの確立、高度な衛生管理、顧客サービスの充実、環境負荷の低減やまちづくりへの貢

献といった、新しい機能を備えることが必要であると述べてございます。

二ページをお開き願います。「第二章 基本計画の内容」でございます。第一項から第七項となっております。まず第一項は施設計画でございます。新市場の建設予定地でございますけれども、土地区画整理事業完了後の江東区豊洲六丁目の五・七街区及び六街区の一部で、使用施設用地は約三十七・五haでございます。ゾーニングとしましては、図にお示ししてございますけれども、豊洲地区のまちづくりに配慮し、流通ゾーン、景観ゾーン、賑わいゾーンを設定いたしました。流通ゾーンにつきましては、効率的な物流等の観点から五街区に青果部を、六街区に水産物部の卸、七街区に水産物部の仲卸の各機能を配置することを基本としております。

施設配置につきましては、流通機能とにぎわい機能を適切に調和させることが重要であることから、施設配置の確定につきましては、「東京都環境影響評価条例」に基づきます計画段階環境影響評価手続き、いわゆる計画アセスメント手続きを経て行ってまいります。

三ページをご覧ください。施設規模でございますけれども、施設規模を算定するための前提となります新市場の物流量につきましては、過去取扱量の推移ですとか、あるいは将来の動向などを総合的に勘案いたしまして、現状とほぼ同程度で、水産物部が一日二千九百トン、青果部が一日千三百トンと設定いたしました。この物流量をもとにいたしまして、施設規模につきましては下表に記載しておりますとおり、水産物部十六万九千平方メートル、青果部五万平方メートル、関連・管理施設等十七万五千平方メートル、合計三十九万四千平方メートルと設定いたしました。なお、表中括弧内の数字につきましては、現市場の施設規模でございます。

第二項は「効率的な流通システム」でございます。一貫した物流システムと流通を支える情報システムの二点を挙げてございます。物流システムといたしましては、転配送センター、荷さばきスペースを新たに設置すること。それから、自動搬送装置などを導入し、場内搬送方法の合理化を図ること、車両からの機能的な搬出入のためにバースの設置。さらにソフト面では、作業システムの一元化を図ってまいるように考えてございます。また、流通を支える情報システムといたしまして、車両をバースや駐車場に誘導するシステムですとか、あるいはＩＣタグなどを活用した商品管理システムの構築を行ってまいります。

四ページをお開き願います。第三項は「安全・安心の市場づくり」でございます。食の安全・安心を確保することは、卸売市場の必須条件であることから、新市場におきましては、H A C C P 的視点に立ちました施設整備や体制づくりを行うこととしてございます。

第四項は「顧客サービスの充実」でございます。新たな顧客サービスといたしまして、中小小売店ですとか、飲食店の支援のために、品揃えの提案ですとか、あるいは商品情報の提供など、リテールサポート機能を確立いたします。また、付加価値機能といたしまして、量販店ですとか飲食店などの顧客からの多様化するニーズに対応するため、加工・パッケージ施設の整備や鮮度保持、品質管理のために冷蔵庫、定温倉庫の整備を行ってまいります。

第五項は「環境への配慮」でございます。搬出入車両ですとか、あるいは場内搬送車両の台数の抑制を図るとともに、栈橋を設置いたしまして、船舶を活用するなど、排ガス対策を行ってまいります。また、ヒートアイランド現象等の緩和のため、できる限り屋上緑化を図るなど、地域環境に配慮してまいります。

五ページに移りまして、電力総量の抑制を図るなどの省資源・省エネルギー対策や東京都のスーパーエコタウン事業と連携を図りまして、リサイクル率を向上するなどの廃棄物対策を行ってまいります。

第六項は「景観への配慮」でございます。図にお示ししておりますように、水際線に配慮した景観計画を考えてまいります。

六ページをお開き願います。第七項は「千客万来の市場づくり」でございます。新しい市場のあり方といたしまして、「食文化の継承」、「観光拠点の創造」、「産業の振興」、「景観の形成」の四つの柱を中心に、市場ならではの「食」を中心とした出会いと楽しさに溢れる千客万来の市場づくりを行ってまいります。これらの開発に当たりましては、定期借地権方式などを利用して整備してまいります。開発スケジュールにつきましては、下図のとおりとなっております。

七ページをご覧ください。第三章「計画の実現に向けて」でございます。第一項は「民間活力の導入」でございます。市場本体の建設・運営に当たりまして、当然でございますが限られた財源を有効に配分するとともに、市場の活性化を推進するために、民間との役割分担の下に、民間活力を積極的に導入してまいります。このうち、P F I 方式につきましては、都が整備する施設を対象にしまして、今後多角的に考察・検討してまいります。また、市場用地貸付制度に

つきましては、市場業界が整備する予定の転配送センターや水産物部冷蔵庫、青果物定温倉庫などを対象としてございます。

第二項の財政フレームでございますが、新市場の運営に当たりましては、独自の財政収支計画に基づきまして、健全な財政運営を確保いたします。今後、事業内容や経費などを検討しまして、新しい使用料体系などを明確にしていまいります。建設工事費につきましては、民間事業者が整備主体となる施設を含めまして、本基本計画全体の施設規模に基づき算定しますと、おおむね千三百億円となると試算してございます。

最後に八ページをお開きください。第三項は新市場の整備スケジュールでございます。今後の取り組みといたしましては、本基本計画に基づきまして、都と民間事業者が連携して、実施計画を策定いたします。表の上から三段目でございますが、この実施計画では個別施設ごとの規模ですとか配置、あるいは整備主体、事業主体や個別システムなどを検討いたしまして、それぞれの項目ごとに順次とりまとめてまいりたいと考えております。なお、新市場の開場につきましては、基本構想策定時と同様に最短で平成二十四年度としてございます。

以上、簡単でございますけれども、豊洲新市場基本計画につきまして、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 高橋会長 どうもありがとうございました。今、事務局から基本計画の概要版でご説明があったわけでありまして。詳しくは資料三のほうに全文が載っているわけでございますが、今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。
- 福田委員 よろしいでしょうか。
- 高橋会長 はい、福田委員、どうぞ。
- 福田委員 意見というか、質問というか、どちらかはっきりしませんが、安全・安心のところに該当するのかもしれませんが。これは、食の安全・安心になっていきますけれども、今回の新潟、福井の水害でわかりますように、災害に向けてのリスクマネジメントを入れておいたほうがいいのではないかと思います。天災だけでなく、さまざまなことがこれから起こる可能性がとてもあると思います。そういう意味でハード的にもソフト的にもシステムのにもリスクマネジメント

トをどこかに入れ込んでおいたほうがいいというふうに思います。

○高橋会長 どうぞ、井戸幹事。

○井戸幹事 今、ご指摘がございましたように、本文の四十二ページをご覧ください。本文の四十二ページで、船舶の活用について詳細を述べてございます。棧橋設置の必要性ということで、基本的にはモーダルシフトを進めますとともに、下のウの、(ア)の「棧橋設置の必要性」の後段でございすけれども、「また、生鮮食料品の流通を担う新市場には、その立地特性から、大規模災害時において食料品などの広域輸送を行う必要がある」というふうに述べてございまして、この観点に基づきまして、棧橋を設置し、船舶の活用を図りたいというふうに思っております。これは、災害対策についての一環でございます。

○高橋会長 よろしいですか。

○福田委員 ありがとうございます。それももちろんそうですが、例えば情報をどういうふうに早く伝えるかとか、対応策をどうするかといったようなものを含めて、リスクマネジメントの視点は単純ではないと思います。ですから、もう少し検討していただきたいという希望に変えます。

○高橋会長 希望に変えました。はい、どうぞ。

○井戸幹事 新市場におきまして、今後新しく情報システムをつくりまして、いわゆる生産者だけでなく、消費者のほうにも情報を伝えるようなシステムを考えようと思っております。その中に、先生がご指摘のような中身を十分に入れてさせていただきたいと思っております。

○高橋会長 ほかにございますか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私はこの業界の一人として、今出されました基本計画についての要望やお願いを幾つか申し上げたいと思います。

まず、この新市場における施設につきましては、生鮮食料品の効率的な流通を最大の目的に掲げて配置・整備する必要があると思っております。その点で、特に水産物部につきましては、六街区、七街区ということで、用地の利用が大変変則的な形でございますので、今後ともその点で十分な検討が必要であると思っております。

それから二番目には、先ほどご説明されました基本計画概要版の二ページの図にありますが、水産物部につきましては、六及び七街区に逆コの字型に施設配置がされるということで、先ほどご説明があったように、上に卸、下に仲卸ということが書いてございますけれども、場内の効率的な物流等を考慮いたしますと、そういう固定的な概念にとらわれないで、六、七街区を一体としてとらえて施設配置を検討していただきたいと思います。

それから三番目には、先ほどのご説明にございましたように、新市場の取扱量についてですが、今日の状況を踏まえて、水産二千九百トン、青果千三百トンとし、それを基にして施設規模をお出しになっておりますけれども、基本計画に書かれておりますように、新市場がハブ機能であるとか、あるいは顧客サービスの充実といったようなことが充実してくれば、当然に取扱量が増えてくるということを考えておかなければいけないと思います。その点で、施設規模がさらに拡大される余地を残していくと。増設余地を考慮した施設規模配置が必要であると思います。

それから四番目には、先ほどお話がありましたように、低温流通を行うために、例えば全館で空調を行う。あるいは、施設の設置であるとか、維持管理に要する費用であるとか、あるいは情報化に対応するための経費であるとか、安全・安心に対するトレーサビリティの確立に向けた経費であるとか、そうしたいろんな点多額の経費増が予想されております。それらのことが施設使用料等の負担にあまりかからないように、負担が増加することのないように、PFIを含めたいろいろな整備手法について検討を行い、過大な設備投資を抑制するようにお願いしたいと存じます。

それから五番目でございますけれども、補助三一五線との出入りの問題ですが、基本計画では、正門の一カ所だけが補助三一五線の出入りということになってございますが、これらにつきましては、西南側から六、七街区へ出入りする道路の整備などもご検討いただきたいと思います。

それから六番目には、千客万来についてですが、消費者や都民の方々がいろいろな意味で市場や食に対していろいろな関心をお持ちになっている、親しみをお持ちになっているということはよくわかっておりますので、千客万来の施設整備に当たっては、市場関係者の意向も十分に踏まえていただくと同時に、これらの消費者の方々の見学者通路などを設置するなどして、市場業務に支障がないようにご配慮をお願いしたいと思います。

それから、七番目にはこの市場のネーミングの問題でございますが、先ほどからも豊洲新市場という名前が使われて

おりますけれども、これについては業界としてのいろいろな希望もございますので、新市場のネーミングにつきましても、業界関係者その他の意見を十分に聴いた上で、決定していただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございました。はい、どうぞ。

○井戸幹事 ただいま、伊藤委員のほうから七点ほどご質問とご意見等を伺いました。一点目につきましては、水産物部としまして、効率的な流通を果たすために用地を十分に適切に活用してもらいたいというようなお話でございました。確かに概要版の二ページの表の中では、補助三一五号線によって水産物部に関しましては二つに分かれております。しかしながら、点線部分でございますが、六街区と七街区を通じて二百メートルぐらいの通路が設けられますので、その中である程度一体となったような必要な効率的な流通みたいなものができるのではないかとというふうに考えてございます。

また、具体的な個別の施設の配置につきましては、水産物部卸売業界や水産物部仲卸業界と青果業界との関係も含めまして、十分に今後検討していきたいと思っております。

それから、取扱量でございますが、基本的な取扱量につきましては、ほぼ現状程度というふうに設定させていただきましたが、これにつきましても、減少予想といたしましては、市場外流通の拡大ですとか、小売店とか飲料店などの減少などがございます。また、増加予想といたしましては、卸売市場法の改正がございました関係で、開設者といたしましても東京都中央卸売市場条例をはじめとする法令の改正を予定してございますが、法令を改正することで規制緩和などにより、新しい取引形態が始まるのではないかと期待がございます。規制緩和の一例としましては、第三者販売ですとか、直荷引きがございます。

また、新市場の施設効果と申しますか、効率的なシステムですとか、あるいは付加価値機能を充実することによって新市場の効果みたいなものも見込まれます。こういった増減予想を勘案しまして、新市場における取扱量につきましては現状程度というふうに現在では考えてございますけれども、今、伊藤委員がおっしゃいましたように、今後、具体的に施設規模などを検討する場合において、新市場を取り巻く物流に著しい変化が生じた場合には、弾力的に対応してまい

りたいと思っております。

それから、定温倉庫ですとか、トレーサビリティーに関して過大な投資をすべきではないというようなご指摘でございました。基本的に生鮮食料品の流通でございますので、我々といたしましては、やはり食の安全・安心が必須条件というふうに思っております。しかしながら、ご指摘にございましたように、効率的な施設整備を行うことによって、その問題をクリアしていきたいというふうに思っております。

それから、補助三一五号線の出入りでございます。基本的には必要な道路については確保いたしたつもりでございますけれども、さらにそういうふうなご要望もありますので、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

千客万来についてでございます。基本的には新しい市場のあり方といたしまして、単に市場が流通機能だけではなくて、地域ですとか、広域ですとか、あるいは首都圏全体の、喜ばれるような施設になるべきではないかというような観点から、こういったような千客万来の構想を持っております。ただ、今ご指摘がありましたように、見学者通路の確保ですとか、基本的に流通の実際の商売の弊害にならないように、ある程度、当然でございますけれども、きちんと整備してまいりたいというふうに思っております。また、整備に当たっては、市場業界の方々のご意見も伺ってまいりたいと思っております。

最後になりますが、新市場のネーミングでございます。これにつきましては、今後、実施計画等の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋会長 説明は終わりましたけれども、ほかにご意見、ご質問等ございますか。はい、川島委員、どうぞ。

○川島委員 質問というより要望でございますけど、今、卸売市場の整備計画の策定のお話ございましたし、それからまた豊洲の新市場の基本計画のお話をいただきまして、私ども末端の消費者といたしましては、やはり食の安心・安全ということと、それから、それこそ先ほど福田委員がおっしゃったような災害時のためのさまざまな食の確保というような問題についても、大変に関心が多くございます。

その中に、法律が改正されて、例えば現物取引ではなくて、電子取引というような問題も起きてきているようでござ

いますが、そういう場合の品質とか、それから食品の安全というものの担保は一体どういうふうになるのかなというように、なことも少し心配している向きもございます。

それと、やはり市場整備の中に、これは豊洲ではなくて東京都の中央卸売市場、たくさんありますけれど、それらの整備がどういうふうになるのか、配置その他のことも書いてございましたので、統合されるのではないかと、廃止されるのではないかとというような声も幾つか聞いております。

やはりともかく私どもとしましては、食べ物ということは一番生きるための原動力でございますので、それと、今、伊藤委員がおっしゃいましたトレーサビリティの問題もやはり整備の中にきちんと組み込んで、そして末端の消費者にもどんな食品もどこで生産され、どういう経路で来たかということがわかるような形にしていだきたいということ、を、我々は一応ご要望として申し上げておきますので、またよろしく願いいたします。

○高橋会長 何かコメントはありますか。はい、井戸幹事どうぞ。

○井戸幹事 今、先生のお話にありました、やはり消費者にとりまして、生命や健康にとって食というのは重要な問題でございますので、食の安全・安心につきましては、新市場のみならず全市場で取り組みたいと思っておりますし、災害時の食の確保等の問題につきましても、やはり全市場として取り組んでいくべき課題だというふうに思っております。

また、電子取引につきましても、今後、規制緩和、あるいはコストの低減などの観点から、ある程度は電子取引による取引量が増えるという見方がございますので、それは一定程度推進するというふうに考えておりますけれども、この中でそういったような食の不安が生まれるというようなことがないように、十分に配慮したいと思っています。

トレーサビリティにつきましても、産地から市場、それから小売店等というふうに長い流通経路がありますので、費用の分散等いろんな難しい問題がございますけれども、食の安全・安心の観点から十分に取り組みたいと思っております。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○横山委員 中央大学、横山です。三点確認というか、教えていただきたい点がございます。

一点目は、私はこの審議会に初めて出席させていただきましたので、確認と申しますか、位置づけを少し教えていた

だきたいと思っています。この新市場に関する基本計画に関与している機関としてはどういうものがあるのか。この審議会以外に、例えば都議会のほうに基本計画に関する委員会等があるのかどうか。また、この審議会は知事のもとの審議会ということでございますから、知事に対してこの審議会は基本計画の答申をするという位置づけだろうと思うのですが、その後の政策形成過程における議会の位置づけがどうなっているのか教えていただきたい。

とりわけ、今、市民参加ということで、議員と、公聴会等を通じたパブリックコメントという形での都民からのダイレクトの声との調整みたいなものはどういうふうに考えたらいいかということにも関わってくると思いますので、議会とこの審議会との関係をどういうふうに理解したらいいか、教えていただきたいというのが一点目です。

二点目が、これも議会と知事との関連に入ってくると思うのですが、財政フレームについて、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。独立採算のような意識でこの基本計画を考えていいのかどうか。申し上げたい点は、先ほども既に各委員のほうからお話があったと思いますが、PFIをはじめ、民間活力を導入するといっても、公的な部分であるとすれば、どの程度の役割分担をお考えになっているのか。申し上げたいことは、この財政フレームの中で、健全な財政運営を確保するというのは、具体的にどの程度、一般会計からの補助金を見込んでいるのかということです。

三点目が、標準化の問題ですが、新市場でかなり高水準の環境や情報をはじめ、さまざまな計画がされると思います。そうしたときに、既存の市場について、新市場との格差をどういうふうに考えたらいいか。新市場だけ高い標準的なスタンダードを設けて計画をするということが、各市場にどういう影響を与えるのかということについて、最低限守るべきスタンダードとしての新市場と既存市場の様々な規制ないし、関係をどういうふうに理解したらいいか。以上、この三点をお伺いしたいと思います。

○高橋会長 よろしいですか。はい、井戸幹事。

○井戸幹事 今、横山委員のほうから三点ほどご質問がございました。まず新市場の基本計画の位置づけでございますけれども、これにつきましては、第七次卸売市場整備計画の中で、築地市場を豊洲に移転させるという基本方針が記載されておりまして、移転に関する基本方針につきましてはこの卸売市場審議会でも既にご議論いただいております。我々いたしましては、第七次卸売市場整備計画に基づき、本豊洲新市場基本計画を策定いたしまして、本日の卸売市場審議

会においてご報告させていただいたという段階でございます。

それから、議会につきましても、審議会と同じように進捗の節目におきまして、ご報告ですとか、あるいはご議論いただいておりますのでございます。

それからパブリックコメントについてですか、新市場は基本的には市場業界を中心とする市場関係業者の方々の施設でございますので、基本計画につきましては、市場業界から推薦されました委員を中心としていろいろ協議をさせていただいております。ただ、もちろん議会等を通じて、あるいは別な機会を通じましても、一般の方々の意見等についても聴くという考えは持っております。

財政フレームでございますが、東京都には中央卸売市場が築地市場を含めまして十一市場ございます。中央卸売市場の建設、維持・管理及び運営に当たりましては、中央卸売市場会計という一般会計とは別な体系により、十一市場全体を一つの市場と見なし、独立採算で運営等を行っております。なお、一般会計から市場会計に対する補助金でございますが、行政側、市場の運営に関わる経費につきましては、一般会計から補助金を頂いておりますが、施設の建設や維持・管理にかかる経費については、一般会計から補助金は頂いておりません。

最後に新市場と既存市場との関係でございますが、多分、将来的にはどこの市場においても、今考えているような新市場に導入するハード、ソフトは、備えていかなければならない内容だというふうには考えてございます。

ただ、その中で実際に段階的にそのような機能とか、あるいはハード部分を備えていくかといいますと、やはりいろいろな事情が各市場によって異なっておりますので、それは新市場の計画とあわせて、全体的な整備の方向、あるいは機能の充実の方向について考えていきたいというふうには思っております。

○ 高橋会長 よろしいですか。

○ 横山委員 はい。

○ 高橋会長 ほかに先生方、ご質問……。

○ 川島委員 もう一つだけよろしいでしょうか。前からずっと取り組んでいた豊洲の東京ガス跡地の土壌汚染の問題ですが、今はもうすっかりその対策はなされつつあるというところでしょうか。

○ 高橋会長 どうぞ、松村幹事。

○ 松村幹事 建設予定地の土壌汚染の関係でございますが、現在の土地の所有者でございます東京ガス株式会社が、平成十三年の一月に、工場の操業によって土壌汚染が発生したということを公表いたしまして、その年の二月から鋭意土壌汚染の処理を行ってございます。また、平成十三年の十月には、環境確保条例の土壌汚染の項目ができて、環境確保条例を適用して、都の環境局のほうも具体的な技術的な検討をしながら、個々の物質についての処理方法を指導しており、土壌汚染の処理につきましては、区画整理が終了するまでには終了すると聞いております。

私どもも、市場の開設者の立場から、密に環境局と連絡をとりながら、きちんとした処理ができるように、取り組んでまいりたいと思っております。

○ 高橋会長 ほかにございますか。

○ 渡辺委員 何点かお聞きしたいと思いますが、その前に、少しお願いがあります。この基本計画書を頂いたのは昨日です。その前には概要版ということで、若干内容が違うところもありますけれども、概要版を頂いたというか、今日の審議会に向けて何もないと全然審議にもなりませんから頂きましたけれど、内容を見ますと、かなり分厚いものですよね。こういうものを昨日頂いて、そして今日、審議を行う。これでは審議しろと言われてしましても、私は無理があるのではないかというふうに思います。

ですから、いつもそうですが、市場審議会だけではなくて、ほかの審議会でもそういうことが多々ありますが、やはりもっとゆとりを持って配付して、そして意見を出していただくということが基本にないと、良くないと思います。昨日、こういうものをもらいましたが、その前に欲しくてもできてないということでもらえませんでした。しかし、実際にはこれが昨日にはできているということですから、その前からできているのだと思います。そういう点は、隠さずに全面的に出して、そして議論をしてもらえるような場にしてもらいたい。これは少し苦言ですが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。これは要望でいいですから、そういうことで、取り計らいをお願いしたいということです。

私、五十四ページの民間活力の導入という問題について若干お聞きしたいと思います。その前に、現在市場の積立金及び貸付金、これは合わせて残高が幾らになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

- 高橋会長 はい、どうぞ。井戸幹事。
- 井戸幹事 余剰金としましては、会計上は約二千六百億円程度です。
- 渡辺委員 これについては、貸付金も含めてかどうかということの後でお聞かせいただきたいと思います。

このPFIの問題ですが、この本文にも国の動向ということで書かれておりまして、ここには「PFIの導入を推進することを明記している」ということが書かれていて、そしてその次に都の動向ということで、「第二次都庁アクションプランにおいて、『豊洲新市場整備に当たっては、PFIなど、民間活力を活用した手法の積極的導入を図る』と明記している」というふうに書かれているわけです。そして、その次に導入手法ということで、二つばかり挙げているわけです。

そこでまず伺いたしますが、市場は、市場法に基づく施設であるということで、指定管理者制度の対象となる、いわゆる公の施設になるのかどうかということについて、これを先に質問させてください。

- 高橋会長 いいですか。どちらですか。上田幹事。
- 上田幹事 指定管理者制度との関係でございます。指定管理者制度について、若干触れさせていただきますと、国は平成十五年の六月、地方自治法を改正しまして、指定管理者制度というものを活用した業務の民間委託に関するガイドラインを関係者に示し、民間委託を積極的に推進することとしております。都はこれに対しまして、この卸売市場におきましても、例えば清掃でありますとか、警備でありますとか、設備関係の保守・点検等を含めまして、業務の民間委託を推進することは効率的な流通を図っていく上でも効果的であり、市場行政においても重要な課題であると考え、その適用については、今後検討を加えてまいりたいと考えております。

ちなみに、この中央卸売市場の事務事業の中で、開設者が行わなければならない、例えば法律上の事務について申しますと、仲卸に対する許可のことでございますとか、卸売業者に対する、あるいは仲卸に対する検査・監督等の業務改善命令、公権力の行使に当たる事務などは委託の対象とはならないというふうに、今のところなっております。

- 高橋会長 よろしいですか。
- 渡辺委員 そうしますと、必ずしも指定管理者制度の対象ということにはならないということですね。

○石川幹事　　少し補足させていただきたいと思いますが、確かに法律上許認可のような、仲卸の許可等については開設者の業務ということで留保されておりますけれども、その他の施設の管理ですとか、一般的な部分については、指定管理者制度が適用されるというふうに、今のところ聞いております。

○高橋会長　　はい、渡辺委員。

○渡辺委員　　そうすると、指定管理者制度の対象になるということになりますと、これはいわゆる、先ほどの上田幹事の答弁ではありませんが、法令上、これはどうしても開設者、東京都が携わらなければならないというものを除いては、あとの大部分に指定管理者制度を導入して、そこに全面的に民営化するという方法も行えるということですね。

そうすると、この問題は大事な問題だからお聞きしているのですが、中央卸売市場に指定管理者制度を適用するということになったら、そこから東京都は手を引くことになるわけですよ。だから、こういうことになったら、一体中央卸売市場というのは、その役割・目的は何なのかという大きな議論をしなければならないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○森澤幹事　　よろしいでしょうか。

○高橋会長　　はい。

○森澤幹事　　指定管理者制度につきましては、自治法の第二百四十四条の二で、平成十五年に改正されたわけですが、その解釈が、今、非常にいろいろありまして、総務省のほうの解釈と、また、市場を管理しています農林水産省のほうで、指定管理者制度の適用の対象にはなるけれども、中央卸売市場については業務をある程度限定しております。したがって、全面的な指定管理者ではなく、特定の業務をくくった形の指定管理者制度は考えられるというような見解になっているようでございます。

したがって、現在具体的な項目についてここでは申し上げられませんが、かなり限定された、公権力の行使を除いた部分をくくったような形の業務を指定管理者にお任せすることは可能だというような内容でございます。

なお、これにつきましては、今、法改正に伴って、国のほうが通達等の準備をしておりますので、その辺の内容を確認した上で必要に応じてご報告をさせていただきたいと思っております。

- 渡辺委員 農林水産省で、今検討しているので、その通知というか、通達というか、それを待つという話ですが、これはやはり慎重に取り組んでいただきたいというふうに思います。これは例に出して恐縮ですが、都営住宅も指定管理者制度の対象ということで、これはいわゆる全面民営化ということになるわけですね。これについては、国土交通省のほうからこれはいち早く通知というものが出されました。

そして、どうしても東京都がこれに関わらなければならないという問題については、これだけは譲ってはだめだということで、具体的に幾つかのポイントが示されてきたわけですが、それと同じような形になるのかなという感じがしています。いずれにしても、この指定管理者制度の対象ということで、やはりできるだけ民営化ということでおろしていくということになったら、本当にこの中央卸売市場の目的、あるいはまた位置づけというものが不明確になってしまうと。やはり都民の台所をしっかりと守るという立場に立って、中央卸売市場の管理・運営に当たるということを強く要望しておきたい。また、具体的に農林水産省からの通達が出れば、それはそれなりにまた踏まえていろいろと議論させていただきたいと思っております。

それはそれとして、それから次の五十四ページの一番の なのですが、「民間が設計・建設を行い、施設完成後に所有権を都に移転し、民間が維持管理、運營業務を実施するＢＴＯ方式」というふうに書いてありますが、これだと、これは私の理解ですけど、施設完成後に所有権を都に移転し、その後は民間が維持管理、運營業務を実施する。これだけを見ると、つくったのはいいけれど、そのつくったものはすべて民間に委託するという考え方でこれは書かれている。この文脈からだとそのようにしか理解できないのですが、この点はどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

- 高橋会長 井戸幹事。

- 井戸幹事 先生のご指摘のように、ＰＦＩにつきましては、基本的に単なる設計段階とか、建設とか、あるいは維持管理というふうな部分的な段階ではなくて、トータルに、今まで公共が行ってありました公共施設等の設計段階から始まりまして、いろんな工夫を加え、建設につきましてもいろいろな創意工夫を加える。それから、維持管理、運営を一体として任せることによって、コストを下げたいというのが趣旨でございます。ですから、先生おっしゃいましたように、ＢＴＯ方式の場合ですと維持管理、運營業務を任せることは当然前提となっておりまして、そのトータルの期間に

おいてのコストを公共がやったよりも下げるという趣旨でございます。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺委員 井戸幹事は、今年の三月十八日の経済・港湾委員会の中で、実際に同じような内容の答弁はされています。だから、ここに書かれている内容と、それから実際に議会で議論されて答弁されている内容とは、やはり表現の仕方が違うからわからないのでお聞きしたのですが、議会ではこういうふうに答弁しているのです。P F Iについて、「民間事業者が施設の建設・所有・運営を行い、一定の事業期間終了後に発注者のほうに施設の所有権を移譲するような方式。あるいはまた、民間事業者が施設を建設した後、所有権を発注者に移転して、当該施設の運営を行うような方式など」云々と言っておりまして、こういうふうに書いてくれればわかるわけです。

そこでお聞きしますけど、トータル的な関係で、今、一定期間というご答弁がありましたが、この一定期間というのはどれぐらいの期間を指していらっしゃるのでしょうか。

○ 高橋委員 井戸幹事。

○ 井戸幹事 基本的にどのような期間を設定するかにつきましては、事業の内容ですとか、あるいは資金の回収のレベル等の観点で決まってくるというふうに考えてございまして、いろいろなケースによって変わってくると思います。ちなみに、神戸市で今計画しておりますケースにつきましては、建設四年、運営二十五年、計二十九年間を期間としています。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺委員 二十一年間ね。

○ 井戸幹事 九年です。

○ 渡辺委員 九といっても大体二十年ぐらいと。一般的には大体二十年というような関係にあるわけですが、それはまた後にしますけど、そうすると、今、 、 ということが書いてありますね。この中では、今、お話のあったような内容が主として考えられる。この の内容はどういう内容がよくわかりませんが、大体 という方向で理解してよろしいのでしょうか。

○ 高橋会長 井戸幹事。

- 井戸幹事　　今の民間活力の導入の中にも書いてございますけれども、基本的に都の整備分にP F Iを導入するかどうかにつきましては、その対象施設等も含めまして、今年度調査を行い、施設ごとにバリュー・フォー・マネー等の費用について、どれだけの価値が出るのかということの検討を行いまして、判断していくというスケジュールでございます。
- 渡辺委員　　それでは、あまりはっきりしないので、　のほうを説明してくれますか。
- 井戸幹事　　も同じでございまして、例えば神戸市の例になりますけれども、神戸市のほうでもB T O方式とB O T方式、B T O方式につきましては、民間が設計・建設を行って施設完成後に所有権を移転して、民間が維持管理、運営の業務を実施する。また、B O T方式につきましては、ビルドしてオペレーションして、トランスファーしますから、基本的には施設完成後も民間が所有し続けるという方式。この二方式を、二つ検討しまして、その中でのバリュー・フォー・マネーが、どちらが低かったかどうかということで、今、神戸市ではB T O方式をとっているというふうに伺っております。
- 高橋会長　　渡辺委員。
- 渡辺委員　　お金の問題が先にきているからそういう話になるのですが、本当に丁寧に書いていただきたいと思います。この　は民間が設計・建設を行い、施設完了後も民間が所有し続けるという場合でしょう。この書き方だと所有権が東京都に移転しないのです。そうすると、先ほどの話ではありませんが、まるっきりこれは指定管理者制度と大体同じ内容ですよ。一度これはやはり、東京都に所有権というのは移して、それからやるということになる。なるとすれば、これは全面的な民間委託ということになるわけですけど、その辺はどうでしょうか。
- 井戸幹事　　B O T方式につきましても、最後トランスファーしますから、所有権は東京都に移るというシステムでございます。ただ、B O O方式みたいな、最後まで所有するというような枠組みの方針もございます。
- 高橋会長　　渡辺委員。
- 渡辺委員　　時間の関係がありますから次に進みます。

私、このP F Iの問題で、以前から再三申し上げているところですが、中央卸売市場会計には、先ほどお聞きしたら、積立残高が二千六百億円ある。二千六百億円というのは、大変なお金ですよ。ここにも出ていますが、実際にどれく

らいかかるかということが五十七ページに書かれておりますが、建設工事費がおおむね千三百億円。しかもこれは民間の事業者が自分で使う施設を自分で建設する場合にかかる経費を差し引くと、九百六十億円になる。都が建設する施設にかかる建設費、九百六十億円に対し、実際の積立残高は二千六百億円ある。それであれば、何もPFIを導入する必要はないと思います。建設コストを下げるという点でも、徹底してコストを下げるということだったら、それはできないはずではない。

例えば、仮に二十年間のPFIをどこかの企業が行った場合にかかる経費、二十年間の建設費用、いわゆる本体工事費用と維持管理、運営費などについて、どれくらいになるのかというような積算をしたことがありますか。

○高橋会長 井戸幹事。

○井戸幹事 基本的にPFIにつきましては、当初バリュー・フォー・マネーを算定いたしまして、公共よりもトータルのライフサイクルのコストがある事業を開始して、それを終了するまでのコストを民間がやった場合と公共がやった場合とを比べまして、どちらのほうにメリット、デメリットがあるのかということ判断するわけです。ですから、当然公共がやる場合でも、建設後に維持管理、運営の部分に関してやる場合もございますし、その部分をPFIの場合ですと契約書の中で一括して二十九年なら二十九年間分を契約するというものでございます。ただ、それは公共がやった場合でも同じでございます。

○渡辺委員 一人で質問して申しわけないのですが、そういう答弁ですと、例えば先ほども言いましたが、二十年間という一定期間を想定して、建設費や運営費などのかかる経費を全て積算してみてください。私、この前も言いました。青少年の家を廃止して、今度は新しく辰巳、いわゆる夢の島につくりました。あの施設本体にかかる建設費は、四十億円から少ないのです。また、二十年間にかかる経費を合計すると百六十億円になる。だから、それが維持管理と運営費だと思います。だから、三倍も四倍もかかるというのであれば、実際に二千六百億円あって、これが仮に千億円だとし、維持管理、運営まで考えたら、千億円どころではない、二千億円以上かかる。そういう可能性だってないわけではない。無駄金を使うということになります。それは、きちんと計算してください。

これは、会長にお願いしたいと思いますが、概算経費について積算しているのだから、実際問題としては、この内

容というのは計算できないはずはありません。そういうものを具体的に審議会の中に出していただいて、そして皆さんで議論をするということにしなければ、本当の議論ということにはならないというふうに思います。ここはひとつ会長のとりまとめをお願いいたします。

○高橋会長 井戸幹事、はっきり言ってください。

○井戸幹事 はい。何回も申し上げますけれども、このPFIを適用するかしないかにつきましては、一年ぐらいかけまして導入の可能性について調査を行います。その調査の中で、果たして公共で行ったほうがいいのか、あるいは民間に任せたほうがいいのかについてのトータルなコストを比較して判断していきます。そのときに必要に応じてまとまりますれば審議会等についてもご報告させていただきます。

以上です。

○高橋会長 渡辺委員。

○渡辺委員 かみ合わないので、一応言うだけ言わせてもらいました。ひとつそういうことで、会長にはお骨折りをいただいて、そういう資料がある程度明らかになったところで早目に各委員に提供してもらおうということで、とりまとめていただきたいというふうに思います。これは要望です。

最後になりますが、五十八ページにあります建設スケジュールと環境アセスメントの関係についてです。今回の環境アセスは、東京都環境影響評価条例改定後、第一号ということになるわけですね。そういうことで、この計画アセスを提出するということについては、私は評価したいと思います。このスケジュール表をみると、計画アセスのスケジュールは、今年度の半ばということになっていますが、このスケジュールどおりにできるのかということです。

なぜかということ、計画アセスというのは、事業者が何種類かの計画案をつくって、そしてアセス審議会にも提出する。そして東京都民への公示・縦覧の場を設けて、そして都民から意見を聞く。そして事業者から意見を聞くということをして、審議会が答申をする。そして、それを受けた知事の意見書として公表する。こういうような手続き、他にもまだありますけれど、もろもろの手続きがあるわけです。しかも、全体でこの計画アセスというのはどれくらいかかるかというと、この計画アセスだけで約百八十日というふうに言われているわけです。

ですから、この計画アセスは、私は当然のことながら、この事業実施によって環境影響の調査、予測、あるいは評価手法、こういうものを記載してきた調査書というものをつくって提出しなければならないということになっております。それにはやはり建物の規模、それから道路、そして交通量というものを具体的に示さなければ、実際に提出できないわけです。

ところが、ここでは規模というか、建物の規模や道路とか交通量というのは記載されておらず、駐車台数しか記載されていません。ですから、そういう点で、例えばですけれども、今度選ばれる部会と幹事側で話し合いをして、それを独自につくって、提出するということだっただけでできないことではないかもしれない。しかし、ここで卸売市場審議会というのがあるわけですから、提出する場合には、やはり事前に審議会にかけて委員からの意見を聞いて、それからアセス審議会に提出するというのがやはり常識だという感じがします。

そういう手続きをとるということになると、今年の半ばにこの計画アセスをするということには難しいのではないかなという感じもするのです。その経過をどういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、計画アセスを何種類ぐらい考えているのか。一種類ということはないですよ。当然これは都民の皆さんが選ぶ、どの案を選ぶかということになるわけですから。そういう点では、何種類ぐらいの計画アセスというものを考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○高橋会長 井戸幹事。

○井戸幹事 二点ご質問がございました。計画アセスにつきまして、審議会での議論を踏まえてというお話でございましたけれども、基本的にこの中身につきましては事業者、東京都としまして直接聞くような中身と思っておりますので、それについては今のところ考えてございません。それは、この計画の中で、本文の十二ページに、配置計画の進め方ということで記載してございますけれども、アセス条例に基づきまして行ってまいりますというようなことで、こういった計画を踏まえまして行ってまいりますので、またさかのぼって、事業者のご意見を賜るというようなことは今のところ差し控えさせていただきたいと思っております。

案につきましては、十三ページにございますが、案一、案二、案三等を出してございます。こういったようなプラン

を今のところ考えてございます。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺委員 そうすると、この十二ページに書いてある配置計画の今後の進め方、この中に書かれているけれども、広く都民の意見を聞いてということになるとなおさらのこと、それはいつ頃になりますか。

○ 高橋会長 井戸幹事。

○ 井戸幹事 今年の秋口ぐらいまでにできれば複数案をつくりたいと思っております。計画アセスの手続きは、至急、六カ月もあれば十分足りますので、このスケジュールで十分に対応できます。

○ 渡辺委員 最後にもう一つ。十三ページのこの図が案一、案二、案三と、こういう三案があるという話ですが、そうすると三案出るといふふうに理解したのですが、そういうことも含めて早く資料については渡して欲しいということですから、このことは強く要望します。アセスについても、しっかりとした内容のものを行っていただきたいというふうに思います。以上です。

○ 高橋会長 土屋委員。

○ 土屋委員 何点かお尋ねします。一つは取りつけ道路の前にそういうお話があった、審議会で取りつけ道路の交通アクセスのことについて、現時点で見通しその他あったらご報告をお願いします。

それから、P F Iはこれからやるかやらないかということだと思いますが、その場合に実は私も三多摩の最終処分場の管理者をやっているとして、今、エコセメントのプラントをやって、建設費そのものは二百七十億円とか、関連を入れても三百億円足らずなのですが、二十年間全部やりますと千億円ぐらいのお金になるのです。多分、その場合に、今後の話だと思いますが、ここで聞きしておきたいのは、P F Iをやる場合には、私どもはB T O方式で行ったのですが、このB T O方式で行うにしろ何にしろ、多分、市場の使用料の問題が出てくると思います。ですから、そういうものを仮に行うとすれば、市場の使用料については審議会に必ずかけないとならない事項ですので、これについてはさまざまな、早目から議論しないといろいろなことが出てくると思います。全然P F Iを考えていないというのであれば別ですが、ここを書いてありますので、あらかじめこれらについては指摘を申し上げたいのですが、何かご意見があっ

たからお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは単なる資料の見方で教えていただきたいのですが、この本文の中の一ページで、あまりこの種のことを見る機会がないので改めて見たのですけれど、下に図表がございまして、国内生産量が右肩下がりで下がってきて、輸入量がどんどん増えている図面がありますね。これは市場全体を表しているのですか。ということは、だんだん魚介類が、日本の周辺ではとれなくなっているということなののでしょうか。これはご専門の方がいらっしゃるのであれば、少しこの表の持つ意味を教えていただきたいと思います。

○ 高橋会長 後藤幹事。

○ 後藤幹事 今、三点ご質問がございましたが、私のほうからまず始めに交通アクセスの件についてお答えいたします。

概要版の二ページをご覧くださいと思いますが、ゾーニングという形で図面が載っております。この図面の一番右側に晴海通りがございます。それから中央に環状二号線、それから東西に補助三一五号線。車の場合は、この三本の幹線道路で新市場にアクセスをします。それから、公共交通機関としてゆりかもめの駅ができます。まず、ゆりかもめのほうでございますが、これは十七年度末の開通を予定しておりまして、現在、順調に工事が進んでおるといふふうに聞いております。

それから、道路でございますが、まず晴海通りでございますけれども、この区域一帯は区画整理事業で整備をしておりますが、これよりも銀座側につきましては、街路事業で整備を行っておりまして、この豊洲まで十七年度を目途に整備をするというふうに聞いております。また、環状二号線でございますが、これにつきましては、最終的には二十七年まで事業がかかりますが、豊洲までの部分につきましては、二十四年の開業に合わせて環状二号線も整備するというスケジュールになってございます。また、補助三一五号線につきましても、区画整理で整備をしておりますが、現在の予定では一部区間につきましては、平成十七年度に完成をして、最終的には二十七年まで整備を進めるというスケジュールになっております。

○ 高橋会長 上田幹事。

○ 上田幹事 国内の生産量と輸入との関係につきましてのお尋ねでございます。この表の中にもございますように、本文の

一ページでございますが、魚介類、野菜・果実の数字については、意外に思われたかもしれませんが、例えば水産物で申し上げますと、国内の生産が、沿岸漁業が急激に減少してございます。それを上回って、例えば外国で漁獲されたものが大量に我が国へ輸入されております。そのありようがこの図表の中にでてございます。野菜の部分でも、近時、中国でありますとか、そういったところで大量に生産され輸入されておりますし、果実等もニュージーランド、あるいはオーストラリア、アメリカなどの国においては、大量に日本向けに生産され、日本に輸出されており、結果として輸入の割合がこういうふうに増えているということでございます。

水産の流通量をみると、国内の市場経由率で、ここへ来て五年間で約六・七ポイントの減となり、ただ今では七割を切るような状況になってございます。一方野菜の部分での市場経由率は、未だ七割の段階となっております。卸売市場の流通というのはこのように世界各国のものが日本に入ってきて、そこで市場流通と場外流通に分かれ流通しているところでございます。

○ 高橋会長 井戸幹事。

○ 井戸幹事 最後に P F I との関係でございますが、使用料は、審議会におきまして、平成十二年に改定をさせていただきましたことから、使用料の改定をはじめとして、使用料に関わることにつきましては、審議会で審議を行うということは重々理解してございます。ただ、P F I の形式につきましても、いわゆる P F I 事業者が開設者の代行として市場使用料を徴収するようなシステムですとか、あるいは先ほど指定管理者制度を使って、直接 P F I 事業者が料金徴収を行うというようなパターンがございまして、こういったパターンにつきましては、今後検討させていただきまして、結果、P F I の導入と使用料との関係がこの審議会の該当になりますれば、ご審議いただきたいと思います。とっております。

○ 高橋会長 土屋委員。

○ 土屋委員 使用料の場合は、基本的には条例で決めるということになると思いますが、ただ、私が先ほど申し上げたのは、P F I の手法をとるときには必ず二十年間のランニングコストみたいなものも計算されるわけですから、先ほど渡辺委員がおっしゃったように、千三百億円は都の負担分の建設コストですけれども、それ以外のランニングコストも要るわけですから、最終的には条例改正をするわけですが、条例改正の前提として、まずそういう積算をしなければならない。

それから、やり方によっては指定管理者のような制度で、直接都の収入にならない場合もあり得るわけです。つまり、企業会計を通さないやり方もあるわけです。ですから、そういう意味では、どういう方向にいくのかは今決めるべき話ではないですが、そういう議論をきちんと、問題点を整理してどこかでやらなければならない非常に重大な問題だと思います。

それから、資料のことで恐縮ですが、先ほど市場経由率が七〇%弱になったとお聞きしたのですが、この表そのものは市場に乗っている統計なのか、市場外流通も含めての総量なのか、そこをお聞きしたい。市場外も含めて総量だとすると、だんだん近海もののお刺身は食べられなくなるということですから。

○ 高橋会長 井戸幹事。

○ 井戸幹事 一ページの表は、基本的に農林水産省が作りしました食料需給表からとっておりまして、日本全国の全体でございます。ただ、築地市場の場合ですと、平成八年度以降、だんだん下がっていましたが平準化してきておりまして、減ってきた部分は冷凍魚にかかる部分が大半でして、先生がお話しされているような新鮮なものに関しましては、ほぼ何十年間一定の取扱量がございます。

○ 高橋会長 伊藤委員。

○ 伊藤委員 私、関係者でございますので一言申し上げますと、これは今お話しがありましたように、国内全体の需給関係の輸入と国産の比率だと思います。これにはおそらく外国で加工したもの、例えば日本の原料であっても、人件費が安いということで、外国で加工されたものも輸入にカウントされていると思います。

それで、先ほどご説明ありましたように、日本の船がとる、いわゆる自給量、この自給率が低下しているという問題は大きな問題でございます。水産庁からもう何年も前から日本の自給量を高めると、あるいは落ち込みを留めるという努力をいろいろな形でしております。例えばタックと言いまして、資源管理ですね。魚種別の漁獲量、魚の乱獲を防いである程度一定量に留める。これも年間何回かチェックしております。私もその審議会に出ておりますけれども、そういう中で、今、ここまで来たと。それだったらこのままでいいとか、あるいは少し資源が回復しているからもう少しとっていいとか、そういうコントロールを今行うようになってございまして、これは国際的な環境の中で、日本自

身もそういう資源管理をきちんと行っていくと。

そういう中で、日本の漁業を守っていく、さらには広げていくと。そのような自給率を高めるという努力はしていることは事実でございます。

○高橋会長　土屋委員。

○土屋委員　市場審議会の主たる話題ではないと思いますが、市場審議会の背景にある食糧問題というのは、我々消費者側としても非常に重大な認識をもっております。よく世界全体の海洋資源というのが減りつつあるという報告もなされていますし、また、身近な例としては、ハタハタなど禁漁したらまた戻ってきましたよね。昔、イワシはその辺に捨てるほどあったのが、今は高級魚になって、とり過ぎではないかと言われておりますけれども、私たちはこの審議会の話で、これは審議会外の話なのですが、そういう意味では、やはりいろんな場面を通じて自給率を高めるとか、あるいは資源を確保していくというのは戦略的に見た場合に非常に重大なことになりますよね。そういう意味では、いろいろな場面を通じて啓発していかなくてはならない課題と思っております。

それから、本来なら先ほどの諮問のところで言うべきだったのですけれども、言いそびれましたので申しわけないのですが、今度、計画をつくられる、先ほどの諮問のほうですね。そのとき、お願いしておきたいのですが、前に私も十数年やっております、前は多摩に中央卸売市場をつくるという計画だったのです。その前提として幾つかの推定すべき消費の量のようなことがありまして、あれは第五次のときだったのですが、たしか第六次になったらいつの間にか...、いつの間にかというと審議会の委員として恐縮ですけれども。

私はそういう大きな、別に三多摩代表だから言うわけではありませんが、別にひがんで言っているわけでもありません。やはり二十三区に豊洲なら豊洲をきちんと整備する、これはこれで大事なことですけれども、三多摩からなくなっただけなくなったということを、きちんとコメントしてもらいたいと思います。昔は調布の飛行場の跡地にもつくとかそういう話は陰に陽にあったのですね。しかし、正式になくなったと、つくとしないと、中央卸売市場はなくなつたと。しかし、地方卸売市場を整備しようというふうな話もありますので、その辺のことも、過去の経緯を尊重して、地方卸売市場の整備等についても計画の中でご議論いただきたいということも、議案が終わってしまい恐縮ですけれども、一

言申し上げておきたいと思います。

○高橋会長　何かありますか。上田幹事。

○上田幹事　多摩地域における中央卸売市場の整備の件でございます。第七次東京都卸売市場整備計画におきましては、多摩地域の青果物流通について、中央卸売市場にふさわしい取扱規模の市場を設置することがなかなか難しい、適地の確保が難しい。それから、現在地方卸売市場の中にも集荷力がある市場が育っている。このようなことを考慮し、新たな中央卸売市場については今後の長期的課題とし、当面整備を見送るというような記載をさせていただいたところでございます。

ただいまのお話でございますけれども、現状においては、先ほど申しました条件が、未だ改善をみてはいないというように受けとめております。しかし、多摩地域における青果物流通のありかたにつきましては、今審議会の中でご審議をいただきまして、その取り扱いをとりまとめていただきたいと考えております。

○高橋会長　よろしいですか。

○土屋委員　すみません、議案外のことを申しまして。

○高橋会長　ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見、もうこれでよろしいですか。

それでは、報告事項の質疑・要望につきましてはここまでとさせていただきたいと存じます。

六、閉　　会

○高橋会長　以上をもちまして、本日の審議会は終了とさせていただきたいと思います。

閉会の前に、森澤市場長から発言があります。どうぞ。

○森澤幹事　審議会の終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変お忙しい中、長時間にわたりましてご熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。冒頭、副知事のあいさつにもありましたように、当審議会は流通の変化に的確に対応できる市場のあり方など、都の中央卸売市場運

営の基本事項を知事の諮問に応じてご審議いただく大変重要な役割を担っていただいているものでございます。

今回の審議会の日程は、来年四月の卸売市場整備基本方針最終答申までに、延べ四回開催をさせていただく予定でございます。あわせまして、計画部会の開催も十回程度予定させていただいておりまして、委員の皆様方には大変忙しいところを誠に恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。私ども事務局といたしましても、審議会において十分ご議論いただけるよう、最大限の努力をしてみたいと思いますので、どうかよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。先ほどのご要望、関係業界の皆さんの意見も十分聞けというようなことも踏まえまして、最大限の努力をしてみたいと思います。

また、豊洲新市場基本計画につきましてご報告申し上げましたが、これはまさに昨日の午後に新市場建設協議会で最終的に決定をして、二時以降にプレス発表にやっところぎつけたものでございまして、できるだけ早くお渡しするのが筋でございましたけれども、そういうような手順ぎりぎりでもございましたので、大変申しわけなく思っております。

豊洲新市場は、首都圏に生鮮食料品を安定的に供給していく上で重要な拠点市場となるものでございます。計画の実現に向け、市場当局としても全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様方のご理解、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

本日予定いたしました議題はすべて終了いたしました。委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、またお暑い中、長時間にわたって熱心なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、第五十九回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後三時五十九分 閉会